

2022年3月9日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号渋谷東口ビル9F
ウェルスナビ株式会社
代表取締役 柴山和久

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、当日の会場へのご来場を極力お控え頂くとともに、「議決権行使についてのご案内」及び「インターネットによる議決権行使について」（3～4頁）をご参照のうえ、書面又はインターネット等による議決権行使を行って頂くことを強くご推奨申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討頂き、2022年3月23日（水曜日）午後7時までに議決権を行使頂きますようお願い申し上げます。

なお、開催日当日のご来場は極力お控え頂きたく存じますが、ご来場を希望される場合は事前登録（抽選制）が必要となります。詳細は別紙「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午後4時30分（受付開始 午後4時00分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号渋谷東口ビル1F
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
3. 会議の目的事項

【報告事項】

第7期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |

- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ◎事前登録の上限人数を超えた場合、事前登録（抽選制）により出席ができる旨のご連絡をメールにて受け取られていない株主様につきましては、開催日当日の入場をお断りさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.wealthnavi.com>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.wealthnavi.com>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネット等で議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後7時到着分まで

インターネット等



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後7時まで

機関投資家の皆さまへ

株主総会における議決権行使方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会にご出席される場合（事前登録（抽選制）が必要となります）

株主総会ご出席



事前登録の上限人数を超えた場合、事前登録（抽選制）により出席ができる旨のご連絡をメールにて受け取られていない株主様につきましては、当日のご入場をお断りさせていただきます。

株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場頂くことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 2022年3月24日（木曜日）午後4時30分

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスして頂くことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする
 - 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
 - 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力
-
- The screenshots illustrate the login process. Step 1 shows the MUFG website with a button labeled 「次の画面へ」 (Next screen). Step 2 shows the login form with fields for 「ログインID」 (Login ID) and 「パスワード(仮パスワード)」 (Password (Temporary Password)), and a 「ログイン」 (Login) button. Step 3 shows the password confirmation form with fields for 「現在のパスワード」 (Current password), 「新しいパスワード」 (New password), and 「新しいパスワード(確認用)」 (New password (confirmation)), and a 「送信」 (Send) button.


以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2022年3月23日(水曜日))の午後7時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。

システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

事業報告

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

I 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、コロナ危機による落ち込みからの回復が続いた一方、米連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策転換による金利上昇懸念や、新しい変異株「オミクロン株」の感染拡大もあり、先行きが不透明な状況となりました。国内経済においても、ワクチン接種完了者の増加や、一定の防疫措置を講じることにより経済の再開が進むと期待されたものの、オミクロン株の感染拡大等の影響により不透明な状況となりました。

そのような環境下、当社では継続的な事業成長の実現に向けて、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」（注）の機能追加、提携パートナーの拡充、テレビコマーシャルなどの広告宣伝活動、事業基盤強化のための人材採用、セキュリティ強化対応等に積極的に取り組みました。

ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」の機能追加については、2月よりダイレクト事業において、「おまかせNISA」の提供を開始しております。「おまかせNISA」は、NISAの非課税メリットを活用しながら、「長期・積立・分散」の資産運用を「WealthNavi（ウェルスナビ）」にすべておまかせできる機能となっております。提携パートナー事業においても「おまかせNISA」の提供を拡大し、6月提供開始の「WealthNavi for SBI証券」「北國おまかせNavi」を始めとして、15の提携サービスにおいて「おまかせNISA」の利用が可能となっております。また、11月には「おまかせNISA」に「買い直し」機能も追加いたしました。本機能により、お客様は「WealthNavi（ウェルスナビ）」の通常の口座で保有している資産を一旦売却し、その資金をもとにNISA口座で資産を購入することが手軽に行えるようになり、NISA口座の非課税枠を活用しやすくなります。

加えて、提携パートナーの拡充も推進しており、対面とオンラインを融合させたハイブリッド型の投資一任サービスとして、8月に中京銀行との業務提携により「〈中京〉おまかせNavi」、10月に大光銀行との業務提携により「たいこうNavi」の提供を開始いたしました。また、12月にイオンクレジットサービス株式会社と業務提携契約を締結しており、今後、クレジットカード「イオンカード」のお客

様向けに、新たな資産運用サービスを共同で開発・提供することを目指しております。

この結果、当事業年度末時点での運用者数は31.7万人（前事業年度実績23.5万人）、預かり資産額は6,345億円（前事業年度実績3,291億円）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業収益は46億47百万円（前期比84.7%増）となりました。また、販売費・一般管理費は50億57百万円（前期比45.6%増）となり、その結果、広告宣伝費除く営業利益は14億28百万円（前期比811.0%増）、営業損失は4億32百万円（前期は営業損失9億78百万円）、経常損失は4億91百万円（前期は経常損失9億99百万円）、当期純損失は4億95百万円（前期は純損失10億3百万円）となりました。

(注) スマートフォンやパソコン等を通じて、お客様の資産運用に関する提案をし、自動で運用を行うサービス。利用開始時に「年齢」「保有する金融資産額」「資産運用の目的」等の5つの質問でリスク許容度を診断し、そのリスク許容度に応じた運用プランが提案され、その後はその運用プランに従って自動で運用を行う資産運用サービス。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は47百万円であり、その主な内容は「おまかせNISA」等の開発投資によるものであります。

(3) 資金調達状況

2020年12月のマザーズ市場への株式上場に伴うオーバーアロットメントによる第三者割当増資により2021年1月に6億63百万円、同年11月に劣後特約付ローンにより15億円、同年12月に海外募集による新株式発行により28億61百万円の資金調達をそれぞれ行いました。

(4) 対処すべき課題

対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 人材確保と組織体制の整備

ロボアドバイザー事業の継続的な成長の実現に向けて、金融業界やテクノロジー業界をはじめとする多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要だと認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、企業カルチャーの醸成及び人事制度の構築等を進め、組織力の強化に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の継続的な強化

提供するサービスであるロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」に関連してお客様の個人情報扱っており、金融商品取引業者として重大な社会的責任を有することを認識したうえで、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要だと考えております。現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③ 利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

事業拡大を目指して、開発投資や広告宣伝活動を中心に積極的な先行投資を進めており、2021年12月期までの経営成績は営業損失を計上しております。

営業収益の中心である受入手数料は、お客様から頂く手数料であり、預かり資産に連動しております。また預かり資産を伸ばすうえでは、お客様に利用し続けて頂くことが重要ですが、月次平均で1%以下と低い解約率（注）を実現しており、積み上げ型の収益モデルになります。一方で、開発のための人件費、広告宣伝費が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行している状況です。

預かり資産が順調に増加するなか、収益が順調に積み上がっており、各種費用の営業収益に占める割合は着実に低減しております。そのようななか、今後も開発投資や広告宣伝活動等への先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

リモートワークの推進やオフィスにおける業務環境の見直し等の実施により、役職員の安全確保と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ業務を継続しております。金融インフラとして業務の継続体制を構築し、お客様に安定的にサービス提供を行ってまいります。

（注）預かり有価証券の残高がなくなった口座数の割合。月間で、2016年7月（「WealthNavi（ウェルスナビ）」正式リリース）から2021年12月の全月平均。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 (2018年12月期)	第5期 (2019年12月期)	第6期 (2020年12月期)	第7期 (当事業年度) (2021年12月期)
営 業 収 益 (千円)	881,171	1,552,903	2,516,709	4,647,506
(内、受入手数料) (千円)	(852,978)	(1,515,994)	(2,471,632)	(4,576,140)
営 業 損 失 (△) (千円)	△1,721,482	△2,061,722	△978,794	△432,702
経 常 損 失 (△) (千円)	△1,718,020	△2,057,005	△999,410	△491,659
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,721,820	△2,060,805	△1,003,210	△495,459
1株当たり当期純損失(△) (円)	△149.12	△53.29	△23.58	△10.85
総 資 産 (千円)	7,588,546	12,697,470	15,378,239	27,377,172
純 資 産 (千円)	3,187,586	5,260,455	6,916,620	10,037,619
1株当たり純資産額 (円)	△896.94	△485.51	153.81	213.62

- (注) 1. 当社は、2020年8月30日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 第4期及び第5期の1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 第4期、第5期及び第6期の1株当たり当期純損失の算定上、転換型の参加型株式については、転換後の普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、働く世代の豊かな老後のために、「長期・積立・分散」の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi (ウェルスナビ)」をオンラインですべての人に提供しております。従来お客様が自分自身で行っていた資産運用のプロセスである、目標設定からポートフォリオの構築、発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべてのプロセスを自動化しており、高度な知識や手間なしに国際分散投資を行うことができます。

(8) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114名 (24名)	23名増	38.3歳	2.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー含む。) は最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	15億円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 169,870,596株
 (2) 発行済株式の総数 46,988,150株 (自己株式119株を含む。)
 (3) 株主数 25,596名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
柴山 和久	11,086,045株	23.59%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	1,412,800株	3.00%
SBIホールディングス株式会社	1,162,540株	2.47%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	950,000株	2.02%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	930,200株	1.97%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	924,500株	1.96%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	903,000株	1.92%
THE BANK OF NEW YORK 133652	844,000株	1.79%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	776,042株	1.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	750,400株	1.59%

(注) 持株比率は、自己株式 (119株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	690株	2名
社外取締役	230株	2名
監査役	0株	0名

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権（注4）	第5回新株予約権		
発行決議日		2019年3月26日	2019年3月26日		
新株予約権の数		265,395個	34,820個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）		普通株式 796,185株 （新株予約権1個につき3株）	普通株式 104,460株 （新株予約権1個につき3株）		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）		新株予約権1個当たり 1,991円 （1株当たり664円）	新株予約権1個当たり 1,991円 （1株当たり664円）		
新株予約権の行使期間		自 2021年3月27日 至 2029年3月27日	自 2019年3月27日 至 割当日から無期限		
主な行使条件		（注2）	（注2）		
役員 の 保 有 状 況	取締役 （社外取締役 を除く）	新株予約権の数	25,000個	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	75,000株	目的となる株式数	0株
		保有者数	1名	保有者数	0名
	社外取締役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株
		保有者数	0名	保有者数	0名
監査役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	20,892個	
	目的となる株式数	0株	目的となる株式数	62,676株	
	保有者数	0名	保有者数	3名	

	第6回新株予約権（注4）	第9回新株予約権	
発行決議日	2019年8月23日	2020年6月29日	
新株予約権の数	375,000個	160,408個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 1,125,000株 （新株予約権1個につき3株）	普通株式 481,224株 （新株予約権1個につき3株）	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）	新株予約権1個当たり 1,991円 （1株当たり664円）	新株予約権1個当たり 2,553円 （1株当たり851円）	
新株予約権の行使期間	自 2021年8月26日 至 2029年8月26日	自 2020年6月30日 至 割当日から無期限	
主な行使条件	（注3）	（注2）	
役員 の 保 有 状 況	取締役 （社外取締役 を除く）	新株予約権の数 23,208個 目的となる株式数 69,624株 保有者数 1名	新株予約権の数 100,429個 目的となる株式数 301,287株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 14,156個 目的となる株式数 42,468株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 35,732個 目的となる株式数 107,196株 保有者数 3名

- （注）1. 2020年8月30日付で、普通株式1株につき3株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (2) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間は行使することができないものとする。
3. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (2) 本新株予約権は、2022年12月31日までの期間は行使することができないものとする。
4. 第4回新株予約権及び第6回新株予約権は、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権であります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
当社は2021年11月18日開催の取締役会において、当社発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額の繰上償還を決議し、2021年11月30日に繰上償還をいたしました。

無担保転換社債型新株予約権付社債の全額の繰上償還の概要

(1) 繰上償還した銘柄及び償還額	第1回無担保転換社債型新株予約権（劣後特約付） 500,000,000円 第2回無担保転換社債型新株予約権（劣後特約付） 500,000,000円
(2) 保有者の名称	株式会社SBI証券
(3) 繰上償還金額	本社債の額面100円につき金100円
(4) 繰上償還日	2021年11月30日
(5) 繰上償還を行った理由	財務状況の見通しや、普通株式への転換権が付されていることなどを踏まえ、保有者である株式会社SBI証券と協議し、全額の繰上償還を行うこととした。

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	柴山 和久	CEO
取締役	廣瀬 学	COO
取締役	東後 澄人	フリー株式会社 取締役 フリービズ株式会社 代表取締役
取締役	尾河 眞樹	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 執行役員 ソニー・ライフケア株式会社 取締役
常勤監査役	榎本 明	エムエステイ保険サービス株式会社 社外監査役
監査役	松野 絵里子	東京ジェイ法律事務所設立 代表弁護士 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員 H.U. グループホールディングス株式会社 社外取締役
監査役	藤本 幸彦	株式会社カネコ薬局 取締役 隼あすか法律事務所 顧問 ヘルスケア&メディカル投資法人 監督役員

- (注) 1. 取締役尾河眞樹は、2021年3月26日開催の第6期定時株主総会において選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役東後澄人及び尾河眞樹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役榎本明、松野絵里子及び藤本幸彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役榎本明は、長年にわたる金融機関における、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
5. 監査役松野絵里子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 監査役藤本幸彦は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 当社は、取締役東後澄人、尾河眞樹、監査役榎本明、松野絵里子及び藤本幸彦を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等を填補するものです。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役報酬に関する基本的な考え方

短期及び中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬体系とし、また、持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準で報酬を決定します。その決定においては、客観性・透明性を担保する適切な報酬決定プロセスを経ることとします。

ロ. 取締役の報酬体系

当社の取締役報酬は、基本報酬と株価連動型（非金銭）報酬を組み合わせたものとします。

a. 基本報酬

短期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、基本報酬を設定する。基本報酬は、役位・職責の大きさに応じた月例による固定の金銭報酬とします。

b. 株価連動型（非金銭）報酬

中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、株価連動型（非金銭）報酬を設定します。株価連動型（非金銭）報酬は、企業価値の持続的向上を目指すこと、株主様と一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプション（新株予約権）及び/又は譲渡制限付株式報酬とします。同様の考え方にに基づき、社外取締役に対しても株価連動型（非金銭）報酬を設定します。

ハ. 取締役報酬の決定方法

持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準かどうかに関する評価、報酬決定プロセスの客観性・透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役から適切な助言を得るものとします。また、取締役の個別報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、報酬決定の方針に従い取締役会で決定します。

ニ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等については、決定方針との整合性を含めて総合的に審議したうえで、2021年3月26日の取締役会にて基本報酬の支給を決議し、2021年4月15日の取締役会にて株価連動型（非金銭）報酬の付与を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	人員	報酬等の額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	株価連動型 （非金銭）報酬
				譲渡制限付株式
取締役 （うち社外取締役）	4名 （2名）	39,297千円 （5,003千円）	36,292千円 （4,252千円）	3,004千円 （751千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	16,800千円 （16,800千円）	16,800千円 （16,800千円）	－千円 （－千円）
合計 （うち社外役員）	7名 （5名）	56,097千円 （21,803千円）	53,092千円 （21,052千円）	3,004千円 （751千円）

- (注) 1. 非金銭報酬として、取締役に譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。割当ての際の条件等は、上記(4)①のとおりです。また、当事業年度における交付状況は、上記Ⅱ(5)のとおりです。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の第5期定時株主総会にて年額1億円以内

(社外取締役分含む)と決議されております。当該第5期定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は4名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年3月26日開催の第6期定時株主総会にて、取締役の譲渡制限付株式報酬の額を年額25百万円以内(うち、社外取締役分は年額5百万円以内)、株式数の上限を年10,000株以内(うち、社外取締役分は年2,000株以内)と決議されております。当該第6期定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は2名)です。

3. 監査役報酬額は、監査役会での協議及び取締役会での決議を経て、2019年3月26日開催の第4期定時株主総会にて年額3千万円以内と決議し、個別の報酬も決議いたしました。当該第4期定時株主総会終結時点の監査役員数は3名(うち、社外監査役は3名)です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先につきましては、14頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社の間において重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	東後 澄人	取締役会 (開催14回中14回)	長年にわたるインターネットやSaaS業界における豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、経営戦略やガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っています。
取締役	尾河 眞樹	取締役会 (開催10回中10回)	長年にわたる金融機関における豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、経営戦略やガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っています。
監査役	榎本 明	取締役会 (開催14回中14回) 監査役会 (開催15回中15回)	長年にわたる金融機関における豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。
監査役	松野 絵里子	取締役会 (開催14回中14回) 監査役会 (開催15回中15回)	弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。
監査役	藤本 幸彦	取締役会 (開催14回中14回) 監査役会 (開催15回中15回)	公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。

(注) 取締役尾河眞樹の出席状況は、取締役に就任した2021年3月26日以降の状況を記載しております。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別管理の法令遵守に係る保証業務及びシステムリスク管理態勢に係る外部評価の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容

当社は、取締役会で定めた業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に係る基本方針に基づき、次のとおり内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、コンプライアンス・マニュアルを制定し、法令等を遵守することはもとより、社会の信頼に応える高い倫理観を持って、取締役及び従業員一人ひとり行動することが必要不可欠と認識し、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置付ける。
 - ・当社は、コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスに係る事項を管理及び推進する。
 - ・取締役会は、取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通及び相互の業務を監督する。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性及び健全性の維持に努めることとする。
 - ・取締役及び使用人の職務執行について、適正な職務の執行を徹底するとともに、代表取締役直轄の独立組織である内部監査部による内部監査を実施、社外監査役を含む監査役会がその定めによる監査方針に従い監督強化を図ることとする。
 - ・取締役及び使用人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する体制の整備に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書は文書管理規程に従い適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が当該文書等を常時閲覧できることとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、事業活動に伴い生じる各種リスクについては、リスク管理規程等に基づき適切に対処するとともに、未然防止策の策定及び進捗管理を行う。異例事態の発生の際には迅速かつ適切な情報伝達及び緊急体制を整備することとする。
 - ・情報セキュリティに係るリスクは、情報セキュリティ管理規程等に基づき、情報管理統括責任者を置き、リスク管理体制の構築及び継続的な改善等を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営環境等の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、また職務権限規程等に基づき、適切かつ効率的な意思決定及び職務執行等を行うこととする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は、役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス・マニュアル等を定め、これの浸透を図ることとする。
 - ・ 企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、指名された使用人がその職務を行うこととする。
 - ・ 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社における次の事項を報告することとする。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼす事項
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令及び定款の違反
 - ・ その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項
 - ・ 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
 - ・ 内部通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役より監査費用の前払請求及び立替金の精算請求があった場合、会社は直ちにこれを支払うこととする。
- ⑨ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役会規則の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。
 - ・ 監査役は、必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒヤリングの機会を設けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

今期における当社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務の執行

定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業績、リスク管理、内部監査の状況など、その時々的重要事項についても適宜報告し、取締役の職務執行の監督を適切に行いました。他に取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。また、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役、執行役員を中心に構成される経営会議を週に1回程度開催し、業務執行に関する重要な事項を幅広く協議いたしました。

② リスク管理並びにコンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を11回開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、規程等の策定及び改廃、法令遵守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修計画、リスクマネジメントに関して協議し、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。

③ 監査役監査の実効性の確保

監査役は、取締役会や経営会議をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役・執行役員との定期的な意見交換、監査役会等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。なお、監査役は、内部監査部、会計監査人と十分な連携を確保しております。

VII 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

~~~~~

◎ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千円)

| 資 産 の 部          |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目              | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>【流 動 資 産】</b> | 27,129,269        | <b>【流 動 負 債】</b>       | 15,839,553        |
| 現 金 ・ 預 金        | 10,039,649        | 預 り 金                  | 15,149,687        |
| 預 託 金            | 9,000,000         | 未 払 金                  | 504,157           |
| 顧 客 分 別 金 信 託    | 9,000,000         | 未 払 費 用                | 134,462           |
| ト レー ディング 商 品    | 71                | 未 払 法 人 税 等            | 51,246            |
| 約 定 見 返 勘 定      | 2,347             | <b>【固 定 負 債】</b>       | 1,500,000         |
| 立 替 金            | 7,743             | 長 期 借 入 金              | 1,500,000         |
| 前 払 金            | 4,354             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>17,339,553</b> |
| 前 払 費 用          | 75,067            | 純 資 産 の 部              |                   |
| 未 収 入 金          | 2,770             | <b>【株 主 資 本】</b>       | 10,037,619        |
| 未 収 収 益          | 534,940           | 資 本 金                  | 3,237,925         |
| 預 け 金            | 7,461,762         | 資 本 剰 余 金              | 8,298,380         |
| そ の 他 の 流 動 資 産  | 562               | 資 本 準 備 金              | 8,252,690         |
| <b>【固 定 資 産】</b> | <b>247,903</b>    | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 45,690            |
| 有 形 固 定 資 産      | 47,142            | 利 益 剰 余 金              | △1,498,669        |
| 建 物              | 68,440            | そ の 他 利 益 剰 余 金        | △1,498,669        |
| 器 具 備 品          | 62,701            | 繰 越 利 益 剰 余 金          | △1,498,669        |
| 減 価 償 却 累 計 額    | △84,000           | 自 己 株 式                | △17               |
| 無 形 固 定 資 産      | 82,589            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>10,037,619</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア      | 81,639            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>27,377,172</b> |
| 商 標 権            | 950               |                        |                   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産  | 118,171           |                        |                   |
| 敷 金 及 び 保 証 金    | 97,325            |                        |                   |
| 長 期 前 払 費 用      | 20,845            |                        |                   |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>27,377,172</b> |                        |                   |

(注) 千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額         |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 営 業 収 益               |           | 4,647,506 |
| 受 入 手 数 料             | 4,576,140 |           |
| トレーディング損益             | 53,337    |           |
| 金 融 収 益               | 560       |           |
| その他の営業収益              | 17,467    |           |
| 金 融 費 用               |           | 22,226    |
| 純 営 業 収 益             |           | 4,625,280 |
| 販 売 費 ・ 一 般 管 理 費     |           | 5,057,982 |
| 営 業 損 失               |           | 432,702   |
| 営 業 外 収 益             |           | 4,009     |
| 営 業 外 費 用             |           | 62,966    |
| 株 式 交 付 費             | 24,778    |           |
| 支 払 手 数 料             | 37,500    |           |
| そ の 他                 | 687       |           |
| 経 常 損 失               |           | 491,659   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |           | 491,659   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |           | 3,800     |
| 当 期 純 損 失             |           | 495,459   |

(注) 千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

|          | 株主資本      |           |              |             |
|----------|-----------|-----------|--------------|-------------|
|          | 資本金       | 資本剰余金     |              |             |
|          |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 |
| 当期首残高    | 1,429,687 | 6,444,452 | 45,690       | 6,490,142   |
| 当期変動額    |           |           |              |             |
| 新株の発行    | 1,808,237 | 1,808,237 |              | 1,808,237   |
| 当期純損失(△) |           |           |              |             |
| 自己株式の取得  |           |           |              |             |
| 当期変動額合計  | 1,808,237 | 1,808,237 | -            | 1,808,237   |
| 当期末残高    | 3,237,925 | 8,252,690 | 45,690       | 8,298,380   |

|          | 株主資本       |      |            | 純資産合計      |
|----------|------------|------|------------|------------|
|          | 利益剰余金      | 自己株式 | 株主資本合計     |            |
|          | その他利益剰余金   |      |            |            |
|          | 繰越利益剰余金    |      |            |            |
| 当期首残高    | △1,003,210 | -    | 6,916,620  | 6,916,620  |
| 当期変動額    |            |      |            |            |
| 新株の発行    |            |      | 3,616,475  | 3,616,475  |
| 当期純損失(△) | △495,459   |      | △495,459   | △495,459   |
| 自己株式の取得  |            | △17  | △17        | △17        |
| 当期変動額合計  | △495,459   | △17  | 3,120,998  | 3,120,998  |
| 当期末残高    | △1,498,669 | △17  | 10,037,619 | 10,037,619 |

(注) 千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

# 個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付け日本証券業協会自主規制規則）に準拠しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

トレーディング商品

### ① 目的と範囲

トレーディング業務は、顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することを目的としております。

また、その範囲は有価証券（ETF）の現物取引であります。

### ② 評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### （1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 3年    |
| 器具備品 | 3～15年 |

### （2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|               |                  |
|---------------|------------------|
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年（社内における利用可能期間） |
| 商標権           | 10年              |

## 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

##### ・当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円

繰延税金負債 一千円

##### ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その主要な仮定は、預かり資産の増加予測に基づく営業収益であります。市場環境等の変化により影響を受けることがあり不確実性を伴うものであります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

#### (貸借対照表に関する注記)

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 7,500,000千円 |
| 借入実行残高  | -千円         |
| 差引額     | 7,500,000千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 46,988,150株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 119株
3. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 3,466,089株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、ソフトウェア等でありま  
す。なお、回収可能性を勘案した結果、その全額について評価性引当額を計上してお  
ります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、働く世代を中心とするお客様に対し長期的視点での資産形成をサポートすることを目的として、ETF（上場投資信託）を通じ最適なポートフォリオ（資産の組み合わせ）で国際分散投資を提供する金融サービスを主な事業の内容としており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、株式を希薄化させることなく、事業規模に応じた財務の健全性を確保するため、長期的な資金を銀行借入（劣後特約付ローン）により調達しております。

一方、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

また、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

なお、トレーディング業務として、お客様の最適なポートフォリオ実現及び税負担の最適化を目的とする一定範囲のディーリングを行っております。これらのトレーディング業務は、お客様へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融資産の主なものは、現金・預金、お客様の外国証券取引のための証券会社への預け金、及び法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託の信託財産であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先・信託先はいずれも信用度の高い金融機関であります。また、社債及び短期借入金並びに長期借入金は、流動性リスクに晒されております。なお、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

トレーディング商品は、ETF（上場投資信託）であり、市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用リスクについて、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定めた限度枠の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において取引先リスクをモニタリングし、所定の枠内に収まっていることを確認しております。

### ② 市場リスクの管理

当社は、市場リスクについて、あらかじめ定めた限度額の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において自己取引の実施権限を有する組織における市場リスク額を計測し、所定の枠内に収まっていることを確認しております。なお、トレーディング商品に係る市場リスクの管理については、ETF（上場投資信託）の保有額を1取引単位未満の最小限に留めるとともに、トレーディング損益のモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表計上額   | 時価         | 差額 |
|---------------|------------|------------|----|
| (1) 現金・預金     | 10,039,649 | 10,039,649 | -  |
| (2) 預託金       | 9,000,000  | 9,000,000  | -  |
| (3) トレーディング商品 | 71         | 71         | -  |
| (4) 預け金       | 7,461,762  | 7,461,762  | -  |
| 資産計           | 26,501,483 | 26,501,483 | -  |
| (1) 預り金       | 15,149,687 | 15,149,687 | -  |
| (2) 長期借入金     | 1,500,000  | 1,500,000  | -  |
| 負債計           | 16,649,687 | 16,649,687 | -  |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(4) 預け金

これらの取引のうち、満期のない預金等については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。また、残存期間が12カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3) トレーディング商品

ETF（上場投資信託）の時価は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 預り金

預り金は主として顧客から受入れている預り金であり、当事業年度末に決済された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。その他の預り金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| 区分    | 1年内 | 1年超 | 2年超 | 3年超 | 4年超       |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----------|
|       |     | 2年内 | 3年内 | 4年内 | 5年内       |
| 長期借入金 | -   | -   | -   | -   | 1,500,000 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 213.62円

1株当たり当期純損失(△) △10.85円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

ウェルスナビ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高瀬 雄一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 和男  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルスナビ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月16日

|            |           |
|------------|-----------|
| ウェルスナビ株式会社 | 監査役会      |
| 常勤社外監査役    | 榎 本 明 印   |
| 社外監査役      | 松 野 絵里子 印 |
| 社外監査役      | 藤 本 幸 彦 印 |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 事業目的の追加

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため事業目的を追加し、現行の表記を修正するものであります。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、その他所要の修正を行うものであります。

##### (3) 場所の定めのない株主総会の開催

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、株主総会の開催方式の拡充を目的として、定款第13条第2項を追加するものであります。

なお、定款第13条の変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に基づき、場所の定めのない株主総会とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

##### (4) 株主総会参考書類等の内容である情報の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除すると

ともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、定款第2条、第13条及び第15条並びに新設される定款附則第2条及び第3条を除く本議案における定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. &lt;条文省略&gt;</p> <p>10. <u>資金移動業</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>10. <u>前払式支払手段の発行、販売及び管理に係る業務並びに資金移動業務</u></p> <p>11. <u>他の事業者のあっせん又は紹介</u></p> <p>12. <u>貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務</u></p> <p>13. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>14. <u>銀行代理業務</u></p> <p>15. <u>電子決済等代行業務</u></p> <p>16. <u>銀行、貸金及び保険分野における金融サービス仲介業務</u></p> <p>17. <u>電子商取引その他の取引における代金決済サービスの提供</u></p> <p>18. <u>クレジットカード業務及びクレジットカード会員の募集代行業務</u></p> <p>19. <u>確定拠出年金の受付事務及び運営管理業務</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>11. 前各号に附帯又は関連する業務</p>   | <p>20. <u>信託業法に規定する信託契約代理業務</u></p> <p>21. <u>遺言の執行又は遺産の整理に関する契約の締結の媒介に係る業務</u></p> <p>22. <u>ファイナンシャルプランニング業務並びにその仲介及び斡旋</u></p> <p>23. <u>ライフプランニング業務並びにその仲介及び斡旋</u></p> <p>24. <u>電気通信事業</u></p> <p>25. &lt;現行どおり&gt;</p> |
| <p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p>                                                                                   | <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> | <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>                                                                                                         |
| <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                               | <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第2章 株式</p>                                                                                                         | <p>第2章 株式</p>                                                                                                                                                                                                                |
| <p>第6条～第9条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                           | <p>第6条～第9条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(株主名簿管理人)</p>                                                                                                      | <p>(株主名簿管理人)</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p>                                        | <p>第10条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p>                                                                                                                                 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第14条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第14条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜新設＞</p> <p>第16条～第17条 ＜条文省略＞</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 <u>当社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>＜新設＞</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>＜新設＞</p> <p>＜新設＞</p> | <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 ＜現行どおり＞</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>10名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第19条 ＜現行どおり＞</p> <p>2 <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3 ＜現行どおり＞</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>＜新設＞</p> <p>＜新設＞</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>当社は取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。</u></p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>＜削除＞</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役1名以上を選定する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第23条 取締役会を招集するときは、取締役会の日<del>の</del>3日前までに、各取締役及び監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                        | <p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第23条 取締役会を招集するときは、取締役会の日<del>の</del>3日前までに、各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>   |
| <p>第24条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                                 | <p>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                                                        | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                      |
| <p>第26条～第27条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                            | <p>第27条～第28条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                           |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                      | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                     |

| 現行定款                                                                             | 変更案  |
|----------------------------------------------------------------------------------|------|
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                    | <削除> |
| (監査役の員数)                                                                         | <削除> |
| 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。                                                            |      |
| (監査役の選任)                                                                         | <削除> |
| 第30条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 |      |
| (監査役の任期)                                                                         | <削除> |
| 第31条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                     |      |
| 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                                       |      |
| (常勤監査役)                                                                          | <削除> |
| 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                  |      |
| (監査役会の招集)                                                                        | <削除> |
| 第33条 監査役会を招集するときは、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対してその通知を發する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。    |      |
| 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。                                     |      |
| (監査役会の決議)                                                                        | <削除> |
| 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。                                 |      |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第5章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                          | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                          | <p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>                                                                    |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                          | <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                        |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                      |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                          | <p>(<u>附則</u>)</p>                                                                                                                                                                |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                          | <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条 2022年3月開催の第7期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</u></p>            |

| 現行定款              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 第13条（招集）にかかるとする定款変更の効力発生は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に基づき、場所の定めのない株主総会とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け受けることを条件とする。</u></p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第3条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p>                                                       |
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p>                                                                                                                                                             |
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>                                                                                                                                                                |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案による監査等委員会設置会社への移行を条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                            |                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式の数<br>(株) |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1     | しばやま かずひさ<br>柴山和久<br>(1977年12月8日生) | 2000年4月<br>2010年11月<br>2015年4月                                                | 大蔵省（現 財務省）入省<br>McKinsey & Company Inc. Japan 入社<br>当社設立 代表取締役CEO就任（現任）                                                              | 11,086,045                 |
| 2     | ひろせ かく<br>廣瀬 学<br>(1979年1月8日生)     | 2001年4月<br><br>2006年2月<br>2007年6月<br>2014年7月<br>2018年7月<br>2019年1月<br>2020年4月 | 日本ヒューレット・パッカード株式会社 入社<br>IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社 入社<br>ドイツ証券株式会社 入社<br>株式会社トライフォート入社<br>クレディ・スイス証券株式会社 入社<br>当社 入社<br>当社取締役CFO就任（現任） | 345                        |
| 3     | とうご さみと<br>東 俊澄 人<br>(1981年3月19日生) | 2005年4月<br>2010年2月<br>2013年7月<br>2013年9月<br>2020年3月<br><br>2020年4月            | McKinsey & Company Inc. Japan 入社<br>Google（株）（現Google合同会社） 入社<br>フリー株式会社 入社<br>同社 取締役就任（現任）<br>フリービズ株式会社 代表取締役就任（現任）<br>当社取締役就任（現任）  | 115                        |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式の数<br>(株) |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 4         | おが おお きき<br>尾河 眞樹<br>(1971年7月11日生) | 1994年4月<br>2000年2月<br>2001年3月<br>2007年8月<br>2016年8月<br>2016年10月<br>2017年6月<br>2021年3月<br>2021年6月 | ファースト・シカゴ銀行東京支店(現 JP<br>モルガン・チェース銀行東京支店) 入社<br>モルガン銀行東京支店(現 JPモルガン・<br>チェース銀行東京支店) 入社<br>ソニー株式会社 入社<br>シティバンク銀行株式会社 入社<br>(現 株式会社SMBC信託銀行)<br>ソニーフィナンシャルホールディングス株<br>式会社(現 ソニーフィナンシャルグル<br>ープ株式会社) 執行役員 兼 金融市場調査<br>部長 チーフアナリスト(現任)<br>SBI大学院大学 グローバル金融市場研究会<br>研究員(現任)<br>ソニー銀行株式会社 取締役<br>当社取締役就任(現任)<br>ソニー・ライフケア株式会社株式会社 取<br>締役(現任) | 115                        |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 東後澄人氏及び尾河眞樹氏は社外取締役候補者であります。なお、東後澄人氏及び尾河眞樹氏は現在社外取締役であります。東後澄人氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年、尾河眞樹氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
3. 取締役の選任理由について
- (1) 柴山和久氏は、当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社の企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。
- (2) 廣瀬学氏は、2020年4月に当社の取締役CF0に就任して以来、当社の財務戦略を統括し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社の企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。
- (3) 東後澄人氏は、長年にわたるインターネットやSaaS業界における豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。また、同氏は2020年4月に当社の社外取締役に就任して以来、経営戦略やガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っており、引き続き当社経営に対する適切な助言を期待し、取締役候補者となりました。
- (4) 尾河眞樹氏は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有しております。また、同氏は2021年3月に当社の社外取締役に就任して以来、経営戦略やガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っており、引き続き当社経営に対する適切な助言を期待し、取締役候補者となりました。
4. 東後澄人氏及び尾河眞樹氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしております。なお、尾河眞樹氏は2017年6月から2021年6月までソニー銀行株式会社の取締役であり、同社と当社との間には「WealthNavi for ソニー銀行」に関する取引関係がありますが、その取引金額は同社の当事業年度における営業収益に占める割合の2%未満であります。
5. 当社と東後澄人氏及び尾河眞樹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、各氏が責任の原因となった職務を行うにつき善意でか

つ重大な過失がない場合に限られます。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

7. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2021年12月31日現在のものです。



第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案による監査等委員会設置会社への移行を条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式の数<br>(株) |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">えのもと あきら<br/>榎本 明<br/>(1953年6月1日生)</p>   | <p>1977年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行<br/>2002年1月 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 執行役員市場営業部長就任<br/>2006年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 常勤監査役 就任<br/>2010年6月 日本住宅無尽株式会社 取締役副社長 就任<br/>2011年6月 同社 代表取締役社長 就任<br/>2016年3月 株式会社伊藤建築設計事務所 非常勤監査役<br/>2016年6月 新東昭不動産株式会社 非常勤監査役<br/>2016年6月 日本住宅無尽株式会社 取締役会長 就任<br/>2017年6月 同社 顧問<br/>2018年5月 当社社外監査役（現任）<br/>2020年6月 エムエスティ保険サービス株式会社 非常勤監査役就任（現任）</p> | -                          |
| 2     | <p style="text-align: center;">まつの ねりこ<br/>松野 絵理子<br/>(1969年1月10日生)</p> | <p>1992年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（証券）（現 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社） 入社<br/>2000年4月 弁護士登録<br/>2000年9月 長島・大野・常松法律事務所 入所<br/>2010年7月 東京ジェイ法律事務所設立 代表弁護士（現任）<br/>2011年7月 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員就任（現任）<br/>2014年7月 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員就任（現任）<br/>2015年10月 当社社外監査役（現任）<br/>2019年1月 株式会社ACCESS 補欠監査役（現任）<br/>2020年6月 H.U.グループホールディングス株式会社 社外取締役就任（現任）</p>                   | -                          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式の数<br>(株) |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 3         | ふじもと さちひこ<br>藤 本 幸 彦<br>(1953年12月23日生) | 1977年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>1989年10月 中央新光監査法人 入所<br>1990年8月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所(現 PwC税理士法人) 入所<br>1997年4月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所(現 PwC税理士法人) パートナー就任<br>2008年7月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース(現 PwC税理士法人) 理事パートナー就任<br>2014年1月 株式会社カネコ薬局 取締役(現任)<br>2014年7月 隼あすか法律事務所 顧問(現任)<br>2014年12月 ヘルスケア&メディカル投資法人 監督役員(現任)<br>2017年4月 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構 審査委員会委員<br>2018年12月 当社社外監査役(現任) | —                          |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各取締役候補者は社外取締役候補者であります。

3. 取締役の選任理由について

- (1) 榎本明氏は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有しており、2018年5月に当社の社外監査役に就任して以来、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- (2) 松野絵里子氏は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、2015年10月に当社の社外監査役に就任して以来、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、法律事務所の経営に関与しております。
- (3) 藤本幸彦氏は、公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、2018年12月に当社の社外監査役に就任して以来、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

4. 榎本明氏、松野絵里子氏及び藤本幸彦氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員の要件を満たしております。

5. 当社と榎本明氏、松野絵里子氏及び藤本幸彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、各氏が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当社は当該保険契約を任期中に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

7. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2021年12月31日現在のものです。

(ご参考)

本定時株主総会において、各候補者を原案どおりご選任いただいた場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。各候補者が有する知識や経験について、1人最大6個まで○印をつけております。

| 対象議案        | 第2号議案 |     |      |      | 第3号議案<br>(監査等委員) |       |      |
|-------------|-------|-----|------|------|------------------|-------|------|
|             | 1     | 2   | 3    | 4    | 5                | 6     | 7    |
| 候補者番号       |       |     |      |      |                  |       |      |
| 候補者名        | 柴山和久  | 廣瀬学 | 東後澄人 | 尾河真樹 | 榎本明              | 松野絵里子 | 藤本幸彦 |
| 独立・社外役員     |       |     | 独立社外 | 独立社外 | 独立社外             | 独立社外  | 独立社外 |
| リーダーシップ     | ○     | ○   | ○    | ○    | ○                |       |      |
| フィンテック      | ○     |     | ○    | ○    |                  |       |      |
| 財務・金融       | ○     | ○   | ○    | ○    | ○                | ○     | ○    |
| 会計          |       | ○   |      |      |                  |       | ○    |
| 営業・マーケティング  | ○     | ○   | ○    |      | ○                |       |      |
| 事業開発・M&A    |       | ○   | ○    |      |                  | ○     |      |
| リスク管理       | ○     |     | ○    |      | ○                | ○     | ○    |
| 法務・コンプライアンス | ○     |     |      |      |                  | ○     | ○    |

当社は「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、「ものづくりする金融機関」として、働く世代の豊かな老後のために、長期・積立・分散の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を提供しております。

社会環境や事業環境が刻々と変化するなか、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、企業経営におけるリーダーシップやフィンテック領域における知見が重要となります。また、より多くのお客様にご利用頂くためにも、提携パートナーの拡充を進めるためにも、営業やマーケティングに関する経験が重要でありま

す。加えて、既存のロボアドバイザー事業の成長に向けた新機能の追加に留まらず、今後は新規事業を検討し（M&A戦略の活用も含む）、展開していくことが必要となります。

以上を踏まえ、「リーダーシップ」「フィンテック」「営業・マーケティング」「事業開発・M&A」の項目を選定しております。

また、お客様の資産をお預かりする金融機関として、財務の健全性を維持しつつも、更なる事業成長に備えた財務戦略の構築が必要であります。そのためには、実務に裏打ちされた財務や会計分野における知識や経験が重要であります。加えて、金融機関としての大きな社会的責任を果たすため、法令を遵守（コンプライアンス）し、全社的なリスク管理を適切に実施したうえで、着実な経営判断が重要となります。

以上を踏まえ、「財務・金融」「会計」「リスク管理」「法務・コンプライアンス」の項目を選定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年3月27日開催の第5期定時株主総会において、年額1億円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定めることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は引き続き4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案による監査等委員会設置会社への移行を条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案の内容に基づく基本報酬、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めています。当該方針は、本議案及び第6号議案が原案どおり承認可決された場合には、59頁に記載のとおり変更される予定ですが、本議案は、変更後の当該方針に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めることといたしたく存じます。本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案による監査等委員会設置会社への移行を条件として生じるものいたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、「年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）」となります。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社は譲渡制限付株式報酬制度を改定することとし、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は引き続き4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案による監査等委員会設置会社への移行を条件として生じるものといたします。

### 1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内（うち社外取締役分は年6,000株。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。



## 2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職（但し、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、上記(4)のほか、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他の本割当株式の譲渡制限を解除することが適切でない事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割

当株式を当然に無償で取得する。

- (8) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

### 3. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社が変更を予定する「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は以下のとおりですが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものです。また、譲渡制限付株式の発行済株式総数（2021年12月31日時点で46,988,150株）に占める割合は約0.06%（10年間に亘り、譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約0.64%）とその希釈化率は軽微であることから、譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

第4号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合に変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の変更後の概要は以下のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関し、以下を基本方針とします。また、監査等委員である各取締役の報酬は、その職責に鑑みて基本報酬のみとし、監査等委員である取締役全員の協議により決定します。以下、本方針において別段の定めがない限り「取締役」とは、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」の意味とします。

1. 取締役報酬に関する基本的な考え方

短期及び中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬体系とし、また、持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準で報酬を決定します。その決定においては、客観性・透明性を担保する適切な報酬決定プロセスを経ることとします。

2. 取締役の報酬体系

当社の取締役報酬は、基本報酬と株価連動型（非金銭）報酬を組み合わせるものとします。

(1) 基本報酬

短期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、基本報酬を設定する。基本報酬は、役位・職責の大きさに応じた月例による固定の金銭報酬とします。

(2) 株価連動型（非金銭）報酬

中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、株価連動型（非金銭）報酬を設定します。株価連動型（非金銭）報酬は、企業価値の持続的向上を目指すこと、株主様と一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプション（新株予約権）及び/又は譲渡制限付株式報酬とします。同様の考え方にに基づき、社外取締役に対しても株価連動型（非金銭）報酬を設定します。

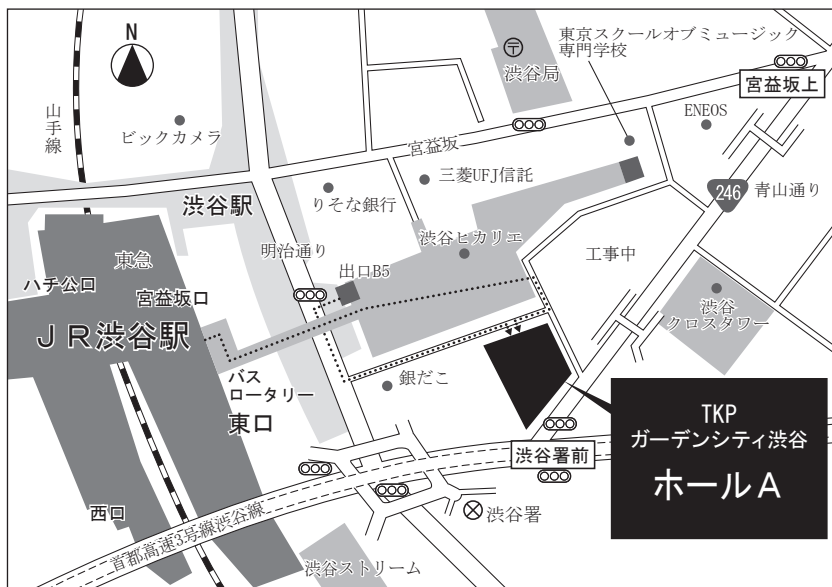
3. 取締役報酬の決定方法

持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準かどうかに関する評価、報酬決定プロセスの客観性・透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役から適切な助言を得るものとします。また、取締役の個別報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、報酬決定の方針に従い取締役会で決定します。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号渋谷東口ビル1F  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA



交 通 JR各線「渋谷」駅 東口より徒歩3分  
東京メトロ・東急電鉄各線「渋谷」駅 B5出口・ヒカリエ方面出口より徒歩3分  
京王井の頭線「渋谷」駅 中央口より徒歩6分